

**入札説明書**  
**(長崎県住宅供給公社複写サービス契約)**

長崎県住宅供給公社

**1 競争入札に付する事項**

(1) 業務の名称

長崎県住宅供給公社複写サービス契約

モノクロデジタル複合機 モノクロ毎分 60 枚機以上 1 台

フルカラーデジタル複合機 (A) モノクロ・カラー毎分 35 枚機以上 1 台

フルカラーデジタル複合機 (B) モノクロ・カラー毎分 25 枚機以上 2 台

フルカラーデジタル複合機 (C) モノクロ・カラー毎分 20 枚機以上 1 台

(2) 業務の仕様等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで

(4) 設置場所

長崎県住宅供給公社 (長崎市元船町 1 7 番 1 号)

・ 6 階 事務室-----モノクロデジタル複合機 1 台

・ 6 階 事務室-----フルカラーデジタル複合機 (A) 1 台

長崎県住宅供給公社佐世保事務所 (佐世保市天満町 1 番 2 7 号)

・ 6 階 事務室-----フルカラーデジタル複合機 (B) 1 台

長崎県住宅供給公社諫早事務所 (諫早市山川町 1 番地 4 - 1)

・ 1 階 事務室-----フルカラーデジタル複合機 (B) 1 台

長崎県住宅供給公社大村事務所 (大村市東三城町 6 - 1)

・ 2 階 事務室-----フルカラーデジタル複合機 (C) 1 台

※設置機器に係る要求性能については別紙「仕様書」のとおり

**2 入札参加資格及び参加条件**

(1) 入札参加資格

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3

年を限度として知事が定める期間を経過していないもの又はその者を代理、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入に係る競争入札参加資格を平成30年9月3日現在で有している者であること。

エ この広告の日から4の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から4の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 会社が示した仕様書と同等品以上の機器を納入できる者であること。

## (2) 競争入札の参加条件

次の条件を全て満たすものであること。

ア 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。

イ 複写機に故障又は障害が発生し、通報等による認知後、特殊な状況を除き4時間以内に使用可能な状況に出来る者。

ウ 仕様書の内容を契約に基づき確実に、かつ直ちに履行できる者であること。

エ 下記の期限までに「**一般競争入札参加申請書（別添様式1）**」に2（1）ウに示す資格についての「資格審査結果通知書」の写しを添えて、持参、郵送又はFAXにて提出したもの。

「一般競争入札参加申請書」の提出期限及び場所

〔提出場所〕長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

〔提出期限〕平成30年10月9日(火) 17時00分

## **3 入札に関する質問**

当該入札に関する質問については、「**質問書（別添様式2）**」により、以下の通り受け付ける。

### (1) 受付期間

入札実施の公告の日から、平成30年10月1日(月)までの午前9時から午後5時までの間（県の休日を除く）

### (2) 受付場所

8に掲げる場所

### (3) 質問方法

郵送によることを原則とするが、提出が時間的に不可能で止むを得ない場合は電

送も可とする。ただし、電送の場合は入札期日までに押印した原本を提出すること。

(4) 質問に対する回答

平成 30 年 10 月 3 日（水）までに文書で回答する。

【注意事項】

質問者に内容確認を行う場合があるので、作成者名及び連絡先は必ず記載すること。

#### 4 入札の場所及び日時

〔場 所〕 長崎県住宅供給公社 6階 会議室

〔日 時〕 平成 30 年 10 月 10 日(水) 10 時 30 分開始

〔そ の 他〕 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 8 の部局に確認すること。

#### 5 入札の方法

(1) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

代表者本人以外の者（代理人）が入札する場合は、代表者本人の委任状（別添様式 3）を入札当日に必ず提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

代理人の印鑑は、入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

(2) 入札書の記載

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 入札書に記載する金額は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（単価）を記載すること。

また、1 ヶ月の複写予定枚数が入札書に記載した複写予定枚数とした場合の 60 ヶ月分の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定複写枚数（60 ヶ月分）を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる。）

ウ 入札金額は、訂正することができない。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

① 代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用する

こと。

- ② 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称（代理人の場合、代理人の氏名）、物件名、を記載して提出すること。
- ③ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が入札する場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正箇所に押印すること。
- ④ 入札書は誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ⑤ 入札書の宛名は、長崎県住宅供給公社 理事長 岩崎直紀とすること。
- ⑥ **入札書は、別添様式4を用いること。**

### （3）入札の方法

- ア 電送及び郵送による入札は認めない。
- イ 最低制限価格の設定はない。
- ウ 入札回数は3回を限度とする。
- エ 開封の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は直ちに再度の入札を行う。

#### 【注意事項】

- ① 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。この間、入札室からの退室及び本社等との協議はできないので注意すること。なお、第3回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低価格を入札したものと見積協議を行う。よって、第3回目入札及び見積額まで準備しておくことが望ましい。
- ② 2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できないものであること。
- ③ 入札に使用する印鑑は、当日持参すること。

### （4）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のアからクにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- イ 競争入札参加申請書を提出していない物が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等から暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

サ 誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (5) 落札者の決定方法

ア 全ての入札単価が長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの複写予定枚数（60ヶ月分）を乗じて得た額の合計額）が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すことができる。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すことができる。

## **6 入札保証金及び契約保証金**

(1) 入札保証金  
免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

イ 契約金額（契約単価にそれぞれの複写予定枚数（60ヶ月分）を乗じて得た

額（金額に小数点以下がある場合は、当該少数は切り捨てる。）の合計額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下がある場合は、当該少数は切り捨てる。）以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ① 公社を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県住宅供給公社、長崎県土地開発公社、長崎県道路公社、若しくは地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの(2 件以上)を提出する場合  
なお、公社が定める規模とは次の 3 区分とする。
  - a 3,000 万円以上
  - b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
  - c 1,000 万円未満
- ③ 契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

**【注意事項】**

- i) 契約保証金の免除手続きは、**契約保証金免除申請書（別添様式 5）**により、必要書類を添えて 8 の部局へ提出すること。
- ii) 契約保証金の免除に係る上記②の書類は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 9 日までに履行完了した契約に係る発注者の履行証明とする。

**7 その他**

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるように手続きを行うこと。
- (2) 落札者は、落札通知を受けた日から契約締結までの間に「設置機種承認願（別紙様式 6）」を提出し、設置機種に関する承認を得なければならない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (4) その他、入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

**8 当該調達契約事務に関する担当部局**

〔住 所〕〒850-0035 長崎市元船町 17 番 1 号  
〔名 称〕長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班  
〔電 話〕095-823-3422